

項番 1 1 平成 2 1 年 (厚) 第 2 8 0 号

平成 2 2 年 2 月 2 6 日 裁 決

主 文

社会保険庁長官が、平成〇年〇月〇日付で再審査請求人に対し、厚生年金保険の被保険者期間〇〇〇月をその額算定の基礎とする、厚生年金保険法附則第 8 条の規定による老齢厚生年金を裁定した処分は、これを取り消す。再審査請求人には、厚生年金保険の被保険者期間〇〇〇月をその額算定の基礎とする同年金が裁定されるものとする。

理 由

第 1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文と同旨の裁決を求めるとのことである。

第 2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、厚生年金保険の被保険者期間〇〇〇月、それ以外の保険料納付済期間〇〇〇月を有するとして、平成〇年〇月〇日（受付）、社会保険庁長官に対し、厚生年金保険法（以下「厚年法」という。）附則第 8 条の規定による老齢厚生年金（いわゆる特別支給の老齢厚生年金。以下「特老厚年金」という。）の裁定を請求した。
- 2 社会保険庁長官は、前記裁定手続きの過程で、請求人が昭和〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの〇〇月間（以下、この期間を「本件重複期間」という。）につき、〇〇共済組合の組合員期間と厚生年金保険の被保険者期間が重複していることが判明したとして、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、上記重複期間のうち昭和〇年〇月〇日から同年〇月

○日までの○月間（以下、この期間を「除外期間」という。）を除外した、厚生年金保険の被保険者期間（以下「厚年期間」という。）○○○月をその額の計算の基礎とする特老厚年金○○万○○○○円を裁定し、上記年金を平成○年○月から支給する旨の処分（以下「原処分」という。）をした。

- 3 請求人は、原処分を不服とし、○○社会保険事務局社会保険審査官（以下「審査官」という。）に対する審査請求を経て、当審査会に対し再審査請求をした。不服の主な理由は、以下のとおりである。

「略」

第3 問題点

- 1 本件重複期間は、昭和61年4月1日からの、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「60年改正法」という。）の施行による基礎年金制度導入の前後にまたがる期間であるが、60年改正法による改正前の厚年法（以下「旧厚年法」という。）、厚年法のいずれにおいても、国、地方公共団体又は法人に使用される者であつて、法律によって組織された共済組合（以下「適格共済組合」という。）の組合員は、厚生年金保険の被保険者とされないこととなっていた（旧厚年法第12条第1号ロ及び厚年法第12条第1号ロ）。
- 2 請求人が本件重複期間において適格共済組合たる○○共済組合の組合員であったことは、明らかであるところ、当該共済組合を規律していた、当時の地方公務員等共済組合法の第2条第1項第1号の職員（「常時勤務に服することを要する地方公務員」以下「常勤職員」という。）が同法第39条第1項の規定により当該共済組合の組合員となることとされていた。
- 3 そして、請求人に支給される特老厚年金の額は、同人が62歳に到達する日が属する月の翌月までは、いわゆる報酬比例部分からのみなり、

その額は厚年期間とその間の平均標準報酬（月）額により決まる（厚年法第43条、同法附則第8条、国民年金法等の一部を改正する法律（平成6年法律第95号）附則第20条等）。

- 4 本件の問題点は、前記1ないし3の関係法規定と本件における具体的事実関係に照らして、原処分が適法かつ妥当であるかどうかということである。

第4 審査資料

「(略)」

第5 事実の認定及び判断

- 1 「略」
- 2 前記認定事実に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。
- (1) 本件重複期間が適格共済組合の組合員期間とされたのは、当時産休・育休代替教員が〇〇市において定員化されていたとも認め難いことから、前記1の(4)のイの〇〇共済〇〇支部独自の取扱いによったものと言わざるを得ない。そうすると、本件重複期間において請求人が適格共済組合の組合員であったのは、当時の地方公務員等共済組合法上、適法であったかどうかは、大いに疑わしいことになる。
- (2) 一方、本件重複期間中においても、請求人とaとの労働契約はそれ以前と同一条件で継続していたと認められ、請求人がaの事業運営に不可欠な資格を有していたこと、及び、前記1の(1)及び(2)で事実認定したところからは、同期間において請求人が常用的使用関係にある労働者から、いわゆるパートタイム労働者に転化したとみることは困難である。
- (3) そして、前記1の(8)で示した、当時の法規定からすると、本件重複期間（ただし、除外期間については、〇〇市ないし本件〇学校が、常時、定員外の職員を雇用していたかどうかを確認する必要がある。）

については、請求人は、a と本件○学校（○○市）の二つの適用事業所に雇用されていたとする取扱いをすることが、本来であったと言える。

- (4) 以上のことから、本件重複期間はその全てが請求人の厚年期間として、その特老厚年金の額算定の基礎とされるべきであり、それと趣旨を異にする原処分は、取り消されなければならない。
- (5) なお、保険者の代理人は、審理期日において、共済組合と厚生年金保険との重複加入を厳しく是正する旨陳述したが、それ自体は、国民年金と厚生年金保険の重複加入の是正との均衡の観点からも理解できないわけではない。公務員（注：現実には、職務専念義務が課せられている一般職の公務員ではなく、それ以外のものが問題になると思われる。）のみを重複加入の是正対象から排除するのが相当でないのは、当然である。しかし、保険者の代理人は、審理期日において、適用関係事務と記録の整備の不備により、長年重複加入を放置してきたという保険者の責任を考慮することなく、記録が是正されたのであれば当然返還されるべき厚生年金保険料の被保険者負担分について、それへの対応について委員・参与から見解を糾されると、法規定が整備されていないからやむを得ないとの陳述を繰り返すなど、世上に言う、思考停止型・事なかれ主義型コンプライアンスの典型と誤解される可能性がある陳述を繰り返した。このような対応は、請求人の前記第2の3の申立てに何ら応答するものでなく、審理の意義を損なう、好ましくないものであることを、敢えて指摘しておく。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。